

様式 1

事業報告書
(自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 良俊会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 石川県七尾市万行二丁目 6 6 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 1 年 12 月 1 日

- (4) 設立登記年月日 平成 1 年 12 月 13 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	ふくの若葉病院	富山県南砺市苗島 367 番地	療養病床 100 床 [医療保険 100 床] [介護保険 0 床]
診療所	岡田胃腸科外科クリニック	石川県七尾市万行二丁目 6 6 番地 ※令和 4 年 3 月 31 日閉院	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援事業所	富山県南砺市苗島 367 番地	
在宅介護支援センター 【南砺市（町、村）から委託を受けて管理】	富山県南砺市苗島 367 番地	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 9 月 2 3 日 令和 2 年度営業報告及び決算の決定
令和 4 年 7 月 3 1 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

診療所（岡田胃腸科外科クリニック）を令和 4 年 3 月 31 日に閉院。

様式 2

法人名 医療法人社団 良俊会

所在地 石川県七尾市万行二丁目6番地

※医療法人整理番号			2	4	8
-----------	--	--	---	---	---

財 産 目 録

(令和 4年 7月31日現在)

1. 資 産 額 605,130 千円

2. 負債額 348,897 千円

3. 純 資 産 額 256,233 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	296,040
B 固 定 資 産	309,090
C 資 産 合 計 (A + B)	605,130
D 負 債 合 計	348,897
E 純 資 産 (C - D)	256,233

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人社団 良俊会
所在地 石川県七尾市万行二丁目 6 6 番地

※医療法人整理番号 248

貸 借 対 照 表
(令和 4年 7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	296,040	I 流 動 負 債	137,090
現 金 及 び 預 金	163,139	買 掛 金	12,159
事 業 未 収 金	123,741	短 期 借 入 金	80,000
た な 卸 資 産	2,151	未 払 金	39,179
そ の 他 の 流 動 資 産	7,008	未 払 法 人 税 等	220
II 固 定 資 産	309,090	未 払 消 費 税 等	178
1 有 形 固 定 資 産	288,471	預 り 金	4,952
建 物	263,629	そ の 他 の 流 動 負 債	399
構 築 物	10,266	II 固 定 負 債	211,807
医 療 用 器 械 備 品	2,339	長 期 借 入 金	202,169
そ の 他 の 器 械 備 品	2,662	そ の 他 の 固 定 負 債	9,638
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	9,573	負 債 合 計	348,897
2 無 形 固 定 資 産	1,003	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	558	科 目	金 額
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	444	I 出 資 金	20,000
3 そ の 他 の 資 産	19,616	II 積 立 金	236,233
役 職 員 等 長 期 貸 付 金	1,751	繰 越 利 益 積 立 金	236,233
長 期 前 払 費 用	3,389	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
そ の 他 の 固 定 資 産	14,475	純 資 産 合 計	256,233
資 産 合 計	605,130	負 債 ・ 純 資 産 合 計	605,130

法人名 医療法人社団 良俊会
所在地 石川県七尾市万行二丁目 6 6 番地

※医療法人整理番号 248

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		816,039
2 事業費用		
(1)事業費	824,727	
(2)本部費	0	824,727
本来業務事業損失		8,688
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		8,688
II 事業外収益		
受取利息	6	
その他の事業外収益	16,686	16,693
III 事業外費用		
支払利息	2,994	
その他の事業外費用	11,491	14,486
経常損失		6,480
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	958	958
V 特別損失		
固定資産売却損	38,437	
その他の特別損失	4,595	43,032
税引前当期純損失		48,555
法人税・住民税及び事業税	442	
法人税等調整額	0	442
当期純損失		48,997

法人名 医療法人社団 良俊会

所在地 石川県七尾市万行二丁目6番地

※医療法人整理番号 248

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 良俊会
理事長 岡田 成 殿

3

私は、医療法人社団 良俊会の令和⁴会計年度（令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 9 月 21 日
医療法人社団 良俊会
監事 鳥木 隆